虐待防止のための指針

忍野村社会福祉協議会

忍野村通所介護事業所 忍野村訪問介護事業所 忍野村居宅介護支援事業所 忍野村障害福祉サービス事業所

1 基本理念

本事業所は、利用者(以下同じ。)への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、関係法令に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2 虐待の定義

·		
身体的虐待	暴力的行為などで利用者の身体に外傷や痛みを与える、若し	
	くは生じるおそれのある行為を加えること、又は正当な理由	
	なく身体を拘束すること。	
介護・世話の放棄・放任	利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置そ	
	の他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	
心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他	
	利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつ	
	な行為をさせること。	
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に	
	財産上の利益を得ること。	

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

- (1) 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」(別表)を設置することとする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- (3) 委員会の協議事項は次のとおりとする。
 - ① 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備及び職員への周知に関すること。
 - ② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ③ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。

- ④ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な処置を 普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹す る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のため の研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要項、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに忍野村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、忍野村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決に つなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう 努める。
- (4) 事業所内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関へ通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については「市町村・都道府県に高齢者・障害者虐待への対応と擁護者支援について(厚生労働省老健局)」を参考に対応することとする。

7 成年後見人制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護支援等の情報を提供し、必要に応じ

て、忍野村の関係窓口を案内するなどの支援を行うこととする。

8 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情受付相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6 虐待が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9 利用者に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所に備え付けることとする。また、本協議会のホームページにおいても公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用 者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

〈別表〉

虐待防止検討委員会

担当	相談受付担当者	職種
委員長	天野 忠純	事務局長
副委員長	宮下 良仁	事務局係長(通所介護・訪問介護管理者兼務)
委員	天野 昇市	通 所 介 護 事 業 所 所長
	渡辺 正子	居宅介護支援事業所 管理者
	三浦美智子	通 所 介 護 事 業 所 生活相談員
	宮下 智子	通 所 介 護 事 業 所 主任看護師
	渡辺智恵美	訪 問 介 護 事 業 所 サービス管理責任者

相談受付・報告の流れ

